

「手話言語法」制定を求める意見書

手話は、手指動作と非手指動作を同時に使う視覚言語で、音声言語と並ぶ言語であるが、日本では法律上の言語として認められず、公立のろう学校でも、積極的には教授されてこなかった。

平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」には、手話が言語であることが明記されており、平成23年、参議院本会議で可決された改正障害者基本法においては、手話が「言語」に含まれることが規定された。また、同法では国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けている。

これらのことから、手話が音声言語と対等な言語として広く国民に理解され、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

岐阜県土岐市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

文部科学大臣

厚生労働大臣